

議事概要

令和元年度 第1回 新潟市消費者教育推進地域協議会 議事概要

日 時： 令和元年10月30日（水） 午前11時23分～午前11時52分

場 所： 新潟市消費生活センター 研修室

出席者： 新潟市消費生活審議会委員

澤田委員、稲村委員、江花委員、酒井委員、蒔谷委員、逸見委員、鳴釜委員、
桜井委員、伊藤委員、相馬委員、加島委員、阿部委員
事務局

上所市民生活部長、田中市民生活課長、渡辺市民生活課長補佐、
曾我消費生活センター所長、同主幹、同主査

1 開会

2 議事

(1) 会長・副会長の互選

(曾我所長) 会長・副会長は要綱第2条第5項により、委員の互選で決める。選出について、意見はないか。

(酒井委員) 引き続き、会長は澤田委員に副会長を逸見委員にお願いしたい。

(曾我所長) 会長を澤田委員に副会長を逸見委員にお願いしたいとのご意見をいただいたがいかがか。

(委員各位) 拍手

(曾我所長) 承諾いただいたので、会長を澤田委員に副会長を逸見委員にお願いする。この後の議事の進行を澤田会長にお願いする。

澤田会長あいさつ

(2) 消費者教育の取り組みについて

(曾我所長) 協議会資料2により説明

(蒔谷委員) ポータルサイトは今年度立ち上げる予定なのか。

(曾我所長) 大きな目標としてポータルサイトを立ち上げることとしているが、とりあえずは、市の消費生活のホームページの整理することを始めている。

(蒔谷委員) 重点的な取り組みに若者への消費者教育がうたわれている。若者はネットから情報を得る傾向があるので、若者向けの教育サイトを構築してもらいたい。小学校に出前教室を行っているようだが、体験型消費者教育の施設を造る予定はないのか。埼玉県川口市にはそのような施設があつて、子どもたちが楽しく学んでいる。西堀ローサに造れば中心市街地活性化にもつながる。

(逸見委員) 学校の立場から、小学校ではお小遣いの範囲のお金の管理、中学校では家族の生活と社会の関係を学習している。中学校では、以前、トラブルを中心に扱っていたが、近年は、持続可能な社会を構築する一員としてどのような購入をしたらいいか、実物を使い体験学習をしている。その際には消費生活センターから資料等などの支援をしてもらっている。

(曾我所長) 体験型施設については、参考にしたい。小学校に向けには、実験を取り入れ

- た出前教室を行っているが、体験型学習は重要な課題と認識している。
- (酒井委員) 協議会資料2の基本的な方針のⅢに人材(担い手)の育成・活用で「教職員の指導力向上が必要」が当面の重点項目となっている。子どもへの消費者教育は重要だが、教職員への指導力向上も重要である。このことについて何かやっているのか。
- (曾我所長) 審議会資料4の計画の重点的な取り組みの1として目標としている。昨年度から小学生向けのエシカル消費の副読本を作成しており、先生と連携をとっているが、教員向けの研修等を行えていない。
- (逸見委員) 教員の研修の件ですが、毎年、技術家庭の研修の中で消費生活について研修している。
- (澤田会長) 私たちは、高校へいろいろなテーマで出前授業を行っている。私への希望テーマで最も多いのは、悪徳商法についてで、関心が高い。
- (江花委員) 自分の考えを周囲に伝える教育が大事である。自分が被害に会わなくて良かったというだけではなく、周りと共有することで、次の被害の防止することができる。グループで話し合うなどアクティブラーニングはそういう教育につながる。消費者教育はアクティブラーニングに馴染むものである。別の話だが、行政は予算の裏付けが難しい。例えば、事業者とコラボして、体験型の学習を行ってもらいやり方もあるのでは。
- (阿部委員) 審議会資料4の5ページの間8で消費者教育を行う場として重要だと思うもので中学校が2番目に多い。これまでの議論を聞いて納得できた。以前も話したが、新潟市の全公立小中学校に地域教育コーディネーターが配置されている。このコーディネーターと連携が考えられるのではないか。
- (稲村委員) 消費者教育は、今の議論は若年層の話が中心だが、高齢者も対象か。高齢者に対しての消費者教育も重要だと思う。高齢者は定期的に集まる場はないが、どのような取り組みを行っているのか。
- (曾我所長) 重要な課題である。今年の春に消費者安全確保地域協議会を立ち上げ、高齢者の見守りネットワークも検討していきたい。さわやかトーク宅配便や啓発チラシの配布などの啓発事業として、高齢者向けに消費者教育を行っているが、高齢者の相談も一番多いことから、高齢者に届けることが課題と考えている。

(3) その他

3 閉会

【配布資料】

- ・新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱
- ・消費者教育の取り組みについて
- ・協議会資料1
- ・協議会資料2